

長崎県病院企業団離島等医療連携ヘリ運航業務委託仕様書

第1. 業 務 名 長崎県病院企業団離島等医療連携ヘリ運航業務委託

第2. 目 的

長崎県の離島等における医師確保については、従前からの地理的要因による医師確保難に加え、全国的な医師不足状況が拍車をかけ、常勤医師については現員確保も厳しい状況が続いている。

これら常勤医師の補完対策として、長崎県病院企業団（以下「企業団」という。）が運営主体となり、ヘリを活用した本土病院等からの医師派遣による医療提供（巡回診療）を主としつつ、本土病院から離島病院への患者の下り搬送も行う事業を実施することにより、離島等における安定的な医療の確保及び医療水準の向上を図ることを目的とする。

第3. 委託期間 委託契約締結の日から令和12年3月31日まで（運航開始は令和7年4月1日を予定）

第4. 業務内容

- （1）長崎空港（大村市）及び長崎市内のヘリポートを起点とし、長崎県内派遣先病院近隣の空港・ヘリポートへ医師及び患者を搬送する。離島病院間の搬送を行うこともある。運航開始時点では年間100フライト・146時間程度の運航を見込んでいる。
- （2）原則として、医師搬送は月曜日、火曜日、第2金曜日に運航し、患者搬送は水曜日に運航するものとする。
- （3）運航時間は原則として日の出から日没までとする。なお、季節別運航時間等詳細については、協議の上、適宜定めるものとする。
- （4）受託者は、「第6. 離島等医療連携ヘリの基本仕様」の機体要件を満たすヘリを、定期点検期間や機材故障による運休期間が生じないように配置すること。
- （5）受託者は国土交通省航空局による有効な免許または資格を有する、「第7. 人員の配置」に掲げる者を配置し、本業務を履行するものとする。
- （6）ヘリの日常点検及び保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材並びに航空燃料及び潤滑油等の調達は、受託者の責任において実施するものとする。
- （7）受託者は、離島等医療連携ヘリの円滑な運航を目的として、運航の安全管理、飛行計画の提出、航空法に基づく各種申請、飛行記録及び整備記録等の整理保管、気象及び航空情報の収集分析等、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を実施するものとする。
- （8）当該委託業務を行うにあたっては、航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令に定めるものに準拠するものとし、本仕様書の規定によるとともに企業団の指示に基づき、誠意をもって本業務を安定的に遂行するものとする。
- （9）出動の際は、ドクターヘリ・防災ヘリ及び関連機関との連絡を行う必要がある。
- （10）当該機体の配置場所及び運航管理事務所は、長崎空港内の企業団が所有する事務所兼格納庫を原則とするが、これに代わる提案がある場合は、技術提案書に記載すること。
- （11）企業団から1週間毎にフライト予定を提示することに対して、適切に対応すること。

- (1 2) 運航可否判断は、原則、前日夕方と当日早朝の2回行うものとし、精度の高い運航可否判断が求められる。
- (1 3) 受託者は、企業団が必要に応じて指示する地域の離着陸場を調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請及び緊急離着陸場の台帳整備等を行うものとする。
- (1 4) 受託者は、以下の条件に適合する航空保険に加入することとし、その費用は委託経費に含めるものとする。また、委託業務遂行上、第三者及び乗客に損害を生じさせた場合であって、航空保険の対象とならない場合については、誠実に当該損害を賠償すること。

なお、受託者は航空保険を付保した場合は、速やかに企業団に契約保険会社の付保証明書を提出するものとする。

第三者・乗客包括賠償責任保険 限度額 50 億円
搭乗者傷害保険 乗員を除く全ての搭乗者に付保
死亡保険 5、000 万円 医療日額 20、000 円
但し、搭乗医師については死亡保険 1 億円以上付保
搜索救助費保険 限度額 1、000 万円

第5．資格要件

- (1) 入札日の前日から前々年度までの間において、全国の消防機関・都道府県又は総務省が所管する消防防災ヘリコプター運航業務又は厚生労働省が実施するドクターヘリ導入促進事業の運航業務受託実績があること。
- (2) 本業務を1社のみで行うことができる体制が取れていること。

第6．離島等医療連携ヘリの基本仕様

離島等医療連携ヘリの機種及び機体の装備品等については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 概ね全長 13m×全幅 11m 程度のヘリコプターであること。
- (2) 双発エンジンのヘリコプターであること。
- (3) 操縦士、整備士を含め 6 名以上の搭乗が可能であること（ストレッチャーも 1 名と計算します）。
- (4) 無給油で県下全域への搬送が可能であること。なお、離島への搬送に関しては、無給油で最大航続距離 500 km 以上確保できること（計算方法は乗員 2 名、乗客 2 名、1 人あたりの体重は 77kg とする）。
- (5) 離陸時及び進入時の騒音値が 93.0[EPNdB]以下（ICAO（国際民間航空機構基準））であること。
- (6) 天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が追加装備されるか、計器航法が可能な装備がなされていること。
- (7) GPS（全地球測位システム）を備えていること。
- (8) エアコンディショナーが装備されていること。
- (9) 冬期の日没後等の運航を勘案し、操縦計器に影響を与えないような客室照明設備を有すること。
- (10) 冬期の日没後等の運航時における安全性向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
- (11) エマージェンシー・フロート装置を装備すること。
- (12) 搭載できるストレッチャーを保有し、必要時に搭載できること。

- (13) 救命ボート又は救命胴衣又はこれに相当する救急用具にサバイバル型E L T 1 式を装備するものとする。
- (14) 本機の定期点検や不具合時等への対応として本業務に使用するヘリ（代替機）についても、上記仕様を満たすことを原則とするが、一部満たさない項目がある場合は、その理由と、安全確保や関係法令を踏まえた対応案を技術提案書に記載すること。

第7. 人員の配置

- 1 受託者は、離島等医療連携ヘリを運航するために、次に掲げる人員（以下「運航従事者」という。）を通年配置すること。
 - (1) 操縦士：1名
 - (2) 整備士：1名
 - (3) 運航管理担当者：1名
- 2 受託者は、運航従事者の選任に際して各員の業務経歴等を勘案し、本仕様書に記載する業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任者の氏名、資格及び業務経歴等を予め委託者に通知するものとする。
- 3 企業団は、運航従事者を不適当と認めた場合には、受託者に対してその変更を求めることができるものとする。また、受託者が運航従事者を変更しようとする場合には、予め企業団の承認を得るものとする。

第8. 業務を実施するために必要な設備、機器等

本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、受託者の負担分については、受託者において調達、設備（準備）及び維持管理するものとし、その費用は委託経費に含めるものとする。なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、企業団と受託者で協議することとする。

- 1 企業団の負担
 - (1) 運航管理事務所兼格納庫の土地使用料
 - (2) 運航管理事務所内の搬送医師の待機場所に必要な設備（ソファ、テーブル等）。
 - (3) その他企業団の負担が適当と認められる事項
- 2 受託者の負担
 - (1) 運航管理事務所兼格納庫への航空無線機（無線アンテナ含む）、気象情報用端末等の調達・配備等。
 - (2) 運航管理事務所兼格納庫の電気代、水道代。
 - (3) 運航管理事務所兼格納庫で運航従事者が使用する業務用机、椅子、更衣ロッカー、書類キャビネット、パーソナルコンピュータ（インターネット回線も含む）、プリンター、電話機（固定・携帯）、ファクシミリ（電話加入権、工事費及び通信料金を含む）、コピー機の調達及び設置等。
 - (4) 機体整備に必要な機材
 - (5) 運航業務に必要な運航機器・機材、機体格納用機材等（トーイングカー等）、消耗品（航空燃料を含む）及びこれらの維持管理費用。
 - (6) その他受託者の負担が適当と認められる事項

第9 その他

このほか、本仕様に定めのない事項については、企業団と受託者で協議のうえ決定するものとする。

なお、受託者は離島等医療連携ヘリの非運航日に限り、県が実施するドクターヘリ運営事業について、必要に応じて、県と協議・調整を行うこととする。